

門真市第4次障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)

概要版

一人ひとりの個性が輝き、
誰もが安心していきいきと暮らし、
支え合う共生のまち かどま

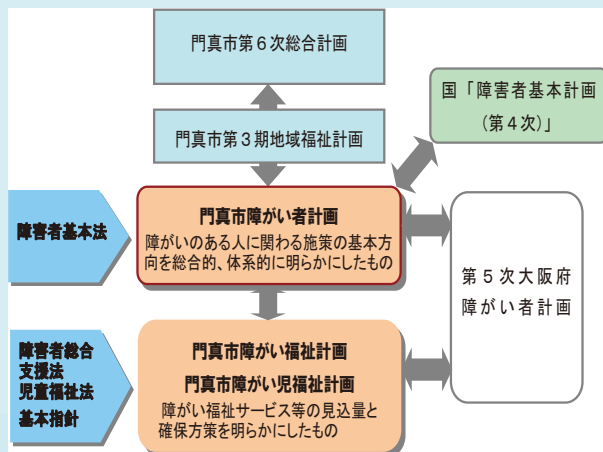


令和3（2021）年3月

門真市

計画の位置づけ

- 門真市障がい者計画は、「障害者基本法」第 11 条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられます。
- この計画は、市政の基本方針を示す「門真市第6次総合計画」（令和 2 年3月策定）を最上位計画とし、福祉分野の総合的な計画である「門真市第3期地域福祉計画」（平成 29 年3月策定）を上位計画として整合性を図ります
- 国の「障害者基本計画（第4次）」（平成 30 年 3 月策定）及び大阪府の「第 5 次大阪府障がい者計画」（令和 2 年度中に策定）との整合性に留意しています。



計画の対象

- この計画の対象は、すべての市民、地域団体、障がい福祉サービス提供事業者、企業、関係機関等とします。
- 「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障がいのある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」等も含まれます。

計画の期間

- 「第4次障がい者計画」は、令和3年度から令和8年度の6カ年を計画期間とします。

計画の基本理念

一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心して
いきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま



基本目標 1 共に生きる地域づくり

(1) 障がいに対する正しい理解の推進

- 障がいの有無に限らず、誰もが社会の構成員として、共に生き支え合う地域をつくるため、市民に対して障がいのある人や様々な障がいに関する正しい理解や認識を深めるための啓発を進めます。

《具体的な取組》

- ◆障がいの理解と啓発 ◆障がい者週間等の行事における啓発活動の実施
- ◆身体障がい者補助犬の理解促進【新規】 ◆ヘルプマーク・ヘルプカードなどの周知・配布【新規】
- ◆市職員等の研修の実施 ◆エルフェスタの開催 ◆きらめきアートフェスタの開催
- ◆障がい者差別の問題を含めた人権研修の実施

(2) 市政や地域活動などへの参加促進

- 障がいのある人のまちづくりや市政への積極的な参画を進めるとともに、各種地域団体との連携を深め、地域活動等への参加の促進を図ります。
- 障がい児（者）団体と連携を強化し、継続的に各団体への加入促進に努めるとともに、各団体の自主的な活動を支援していきます。

《具体的な取組》

- ◆障がい児（者）団体の活動の支援【新規】 ◆保健福祉センター内「ふれあいコーナー」の運営団体の募集【新規】
- ◆障がい福祉サービス提供事業所のPRの推進【新規】 ◆市政への参加等における配慮【新規】

(3) 地域でのふれあい、支え合いの促進

- 障がいのある人もない人も共に理解を深め合えるように、地域での様々な交流ができる機会づくりを促進します。一緒に活動し、交流する仲間づくりを支援することで、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、参加しやすい機会づくりに努めます。
- 地域で支え合う重層的なセーフティネットを確保するため、多種多様な主体の参画による「地域共生社会」の実現をめざし、地域福祉施策、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等との整合性を確保し、関係各課等の緊密な連携と協働・共創による施策の展開を図ります。

《具体的な取組》

- ◆障がいのある人と市民の交流の促進【新規】 ◆地域コミュニティの推進【新規】
- ◆障がいのある人の自主的活動の支援【新規】 ◆地域における見守り活動の推進
- ◆障がい児（者）団体による自主活動の支援 ◆ボランティアの育成及び活動の促進
- ◆障がい理解の普及・啓発等のための自治会（校区自治連合会）への協力依頼

基本目標 2 障がいのある子どもの教育・育成

(1) 就学前の子どもの療育・保育・教育の充実

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが共に生きる社会を形成する上で、幼稚園や保育所・認定こども園等での教育・保育が重要であることから、共に学び、共に遊ぶ機会の拡充を図ります。
- 障がいのある子ども一人ひとりの特性や発達段階での課題に対応した環境や援助、保育・教育の工夫に努めます。

《具体的な取組》

- ◆職員の発達障がいのある子どもへの支援に対する資質向上及び職員研修の充実
- ◆認定こども園、保育所、幼稚園の受け入れ体制の充実 ◆就学前教育・保育の推進【新規】
- ◆就学に関する情報の提供【新規】 ◆就学前および就学後の教育相談の充実【新規】
- ◆重症心身障がい児や医療的ケアを要する子どもに対する支援の推進【新規】 ◆こども発達支援センターの機能の充実



(2) 学校教育の充実

- 本人や保護者の意向を尊重しながら就学指導を行い、小・中学校の教育において、個々の児童・生徒の状況に応じた教育内容の充実を図ります。
- 障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深め、「共に学び、共に育つ」好ましい人間関係の育成に努めます。

《具体的な取組》

- ◆ 障がいのある子どもの社会参加と自立をめざす適切な学校教育の充実
- ◆ 人権教育・福祉教育の充実
- ◆ 不登校・いじめの防止【新規】
- ◆ 特別支援学級の充実
- ◆ 適切な校内通級教室の実施
- ◆ 進路指導の充実【新規】
- ◆ 巡回相談チーム活動の充実
- ◆ こども発達支援センターでの各種相談、個別療育等

(3) 休日や放課後の生活の充実

- 障がいのある子どもが、夏休み等の長期休業期間や放課後の生活を安全に充実して過ごすことができるよう、様々な活動の機会を増やすとともに、居場所づくりの整備を進めます。

《具体的な取組》

- ◆ 放課後の子どもの居場所づくり
- ◆ 日中一時支援実施事業所の確保
- ◆ 障がい児通所支援サービスによる継続的な療育の提供の実施【新規】



(4) 地域での子育て支援の推進

- 障がいのある子どもの保護者が、子育ての悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないように、保護者同士の交流の機会や子育て支援ネットワークによる支援の充実を図ります。

《具体的な取組》

- ◆ ライフステージに応じた支援体制の構築【新規】
- ◆ 家族が相互に支え合い、情報共有できる場づくり等の支援
- ◆ 悩みや課題を抱える子どもや保護者の支援
- ◆ こども発達支援センターでの各種相談、個別療育等

基本目標3 保健・医療の充実

(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進

- 子どもの障がいを早期に発見し、必要な治療と適切な支援を行います。
- 乳幼児の各健診の充実や健診後のフォローアップ、未受診児への支援の充実を図ります。

《具体的な取組》

- ◆ 母子保健事業の充実【新規】
- ◆ 新生児聴覚検査の推進【新規】
- ◆ 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

(2) 健康の保持・増進

- 生活習慣病を予防するための健診やがん検診等の各種検診について周知を図るとともに、健診後の相談・指導の充実や健康の保持・増進のための健康教育の充実を図ります。

《具体的な取組》

- ◆ 健康相談・健康教育の充実
- ◆ 難病患者への支援の推進
- ◆ 自殺予防対策の推進
- ◆ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進【新規】
- ◆ かかりつけ医の奨励【新規】
- ◆ 必要な医療費の助成【新規】



(3) 医療体制の充実

- 専門的な医療を必要とする障がいのある人や難病患者等を支援するため、医師会等の関係機関との連携を図り、専門医の把握や情報の提供に努めます。
- 障がいのある人が歯科診療を受診しやすい体制づくりを進めます。

《具体的な取組》

- ◆ 障がい者歯科検診と口腔衛生の充実
- ◆ 身近な地域における医療機関及び、在宅における医療の提供体制の充実と関係機関の連携促進【新規】

(4) 地域リハビリテーションの推進

- 障がいのある人が住み慣れた地域で、いきいきと生活できるよう、医療をはじめ保健・福祉、教育等の関係機関や地域団体、地域住民等との連携を図り、これらの分野を統合した地域リハビリテーションの整備を進めます。

《具体的な取組》

- ◆ 身近な地域でのリハビリテーションの推進【新規】



基本目標4 雇用・就労の促進、経済的自立の支援

(1) 障がいのある人の就労支援の充実

- 公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、障がいのある人の就業機会の確保と就労継続支援を図ります。

《具体的な取組》

- ◆ 就労支援体制の充実【新規】 ◆ 職業訓練の機会の提供【新規】 ◆ 市役所における庁舎実習の実施【新規】

(2) 障がいのある人の雇用の促進

- 障害者雇用促進法の趣旨に則り、障がいのある人が安心して就労できるよう、障がい者雇用に関する理解の啓発を図るとともに、就労移行支援・就労定着支援の取組を今後も一層進めていきます。

《具体的な取組》

- ◆ 障がい者雇用に関する理解の啓発強化【新規】 ◆ 就労移行支援・就労定着支援の取組【新規】
- ◆ ジョブコーチ制度の積極的な活用による職場定着率の向上【新規】 ◆ 農業と福祉の連携の取組【新規】
- ◆ 障がいのある人を雇用する企業に対する支援の情報提供【新規】

(3) 経済的自立の支援【新規】

- 障害基礎年金をはじめ、負担の軽減のために支給される各種手当制度の周知・啓発に努めます。
- 福祉的就労の活性化を図るとともに、工賃向上に向けた取組を推進します。

《具体的な取組》

- ◆ 福祉的就労の工賃向上に向けた取組【新規】 ◆ 障害者年金、諸手当等の支給【新規】
- ◆ 税制上の優遇措置、各種助成制度の周知【新規】 ◆ 必要な医療費の助成【新規】



基本目標 5

生涯学習、文化・スポーツ活動の促進

(1) 生涯学習や文化・芸術活動の促進

- 障がいのある人が気軽に生涯学習や文化・芸術活動に親しみ、誰もが共に楽しめる場の提供に努めます。

《具体的な取組》

- ◆生涯を通じた多様な学習機会の提供 ◆文化芸術活動の機会の充実・促進【新規】
- ◆図書館における啓発用図書や視聴覚ライブラリーの整備・啓発
- ◆障がい児（者）団体や文化施設等での活動支援 ◆余暇活動等の社会参加のための外出支援【新規】
- ◆ボランティアを活用した図書館利用における障がいのある人・高齢者等への支援【新規】

(2) スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 障がいのある人が自主的にスポーツを行うことができるよう、障がいの特性や程度に応じた配慮を行いつつ、障がい者スポーツの推進を図ります。

《具体的な取組》

- ◆スポーツの機会の充実
- ◆障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できるスポーツ教室の充実、周知
- ◆スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の推進



基本目標 6

生活支援の充実

(1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進

- 視覚障がいや聴覚障がいのある人だけでなく、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人もできる限り様々な場で自己の意思を表明し、伝達できるようにするとともに、情報の入手を容易にできるように支援します。

《具体的な取組》

- ◆障がい者相談員の周知及び拡充【新規】 ◆行政情報の提供に関する配慮【新規】
- ◆発達障がいや難病患者への相談支援【新規】 ◆障がいのある人へのピアサポートの実施
- ◆わかりやすい災害・避難情報の提供【新規】
- ◆障がいのある子どもにかかわる療育や教育支援に関する各種情報の市ホームページ等の媒体を通じた周知【新規】
- ◆広報等による情報提供 ◆障がいのある人の意思決定の支援【新規】
- ◆市ホームページの情報アクセシビリティ（情報利用のしやすさ・わかりやすさ）の向上【新規】
- ◆コミュニケーション支援（意思疎通支援）の充実 ◆多様なコミュニケーション手段の利用促進【新規】
- ◆SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やスマートフォン等の普及を見据えた情報提供のあり方の検討【新規】
- ◆点字図書や聴覚障がい者情報提供施設などの周知

(2) 相談体制・ケアマネジメント体制の充実

- 障がいのある人に対する総合的相談、専門的な指導、助言等を担う機関である「門真市障がい者基幹相談支援センター」を中核として、相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人やその家族が安心して生活できる環境の整備を図ります。

《具体的な取組》

- ◆利用者の障がい特性を理解した介護サービスの体制の充実【新規】
- ◆相談支援体制の充実 ◆ケアマネジメント体制の充実【新規】

(3) 福祉サービスの充実

- 門真市障がい者地域協議会において、不足しがちなサービスについてその原因の検討を行い、課題の解決に向けた協議ができるよう、機能強化を図ります。
- 障がいのある人自身はもとより、介護者の高齢化が進むことに伴い、介護者家族の心身の負担が増大すると予測されることから、サービスを利用しないまま、あるいは悩みを抱えたまま家庭や地域で孤立することのないよう、潜在的なニーズの発掘に努めます。

《具体的な取組》

- ◆施設入所者等の地域移行・地域定着支援の推進【新規】 ◆グループホーム開設等に向けた情報提供【新規】
- ◆障がい福祉サービス等の提供及び利用促進【新規】 ◆介護保険適用年齢に達している障がいのある人の高齢化に伴う支援【新規】
- ◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進【新規】 ◆矯正施設からの出所者等に対する支援の推進【新規】

(4) サービスの質の向上

- 利用者一人ひとりに対応した適切なサービスが提供できるよう、各サービスの質の向上のための取組を促進します。

《具体的な取組》

- ◆サービスの質の向上 ◆サービス提供事業者における福祉人材の確保・育成
- ◆サービス提供事業者との情報共有及び連携強化【新規】

基本目標7 差別の解消と権利擁護の推進

(1) 障がいのある人への差別解消・合理的配慮の促進

- 自治体は、障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止と障がいのある人の要望等に応じて、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが法的に義務づけられています。
- 障がいのある人の人権の尊重と権利擁護の推進を図ります。

《具体的な取組》

- ◆差別の解消に向けた普及・啓発 ◆人権相談の実施【新規】

(2) 障がいのある人への虐待の防止

- メール等を活用した相談・通報の受付など、障がい者虐待の通報に対して、迅速かつ的確に対応することができる体制の整備を進めます。
- 虐待されている障がいのある人だけでなく、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関や地域団体等との連携を強化し、適切な支援を図ります。

《具体的な取組》

- ◆虐待の未然防止及び早期発見・早期対応 ◆虐待防止の普及・啓発



(3) 権利擁護の推進

- 障がいのある人が、尊厳を持って暮らすことができるよう、人権尊重の考え方に基づき、地域住民やサービス提供事業者等と連携し、日常生活の相談やサービス利用、金銭管理、財産保全等の支援の充実を図ります。

《具体的な取組》

- ◆権利擁護制度の普及・啓発 ◆成年後見制度利用支援事業の実施【新規】
- ◆市民相談、法律相談の実施【新規】



基本目標 8

住みよい環境づくり

(1) 住みよいまちづくりの推進

- 障がいのある人等の交通の利便性の向上、安全・安心・快適に暮らせる住まいの確保、バリアフリー化等、住宅の質の向上を図っていきます。

《具体的な取組》

- ◆公共交通の整備・充実（交通安全施設の整備）【新規】 ◆各種交通機関等における助成【新規】
- ◆公共交通機関旅客施設等における総合的な安全対策【新規】 ◆めいわく駐車・放置自転車対策の推進【新規】
- ◆交通マナーに対する市民意識の啓発【新規】 ◆市営住宅の供給【新規】 ◆民間賃貸住宅の確保【新規】
- ◆地域生活支援拠点の安定的かつ継続的な運営【新規】 ◆道路のバリアフリー化、生活道路における歩行者等の安全な通行の確保
- ◆住宅のバリアフリー化の推進 ◆公共施設等のバリアフリー化の推進
- ◆バリアフリー意識の浸透 ◆ユニバーサルデザインの普及【新規】



(2) 防災対策の推進

- 日頃から地域の中で顔の見える関係づくりを構築し、災害時における障がいのある人等の安否確認や避難誘導、災害情報の提供等、迅速かつ円滑に実施する体制づくりや福祉避難所の確保等を進めます。

《具体的な取組》

- ◆避難行動要支援者の把握及び避難支援体制づくり ◆防災知識の普及・啓発及び意識の高揚【新規】
- ◆福祉避難所・福祉避難スペースの確保 ◆災害時の聴覚、音声・言語機能障がいのある人の緊急通報対応【新規】
- ◆災害発生時の障がいのある人等への情報伝達体制の推進

(3) 防犯対策の推進

- 犯罪や事故の被害に遭うことへの不安感を除くとともに、緊急時の対応が行えるよう、警察等関係機関との連携により、防犯に関する意識を高め、緊急時の連絡先についての情報提供等を進めます。

《具体的な取組》

- ◆悪質商法などの消費者被害及び振り込め詐欺等の特殊詐欺被害に関する情報提供と啓発の推進
- ◆消費者相談の受付等、障がいのある人に配慮した相談体制【新規】
- ◆障がいのある人等に対する消費者被害対策の推進【新規】
- ◆消費者被害防止のための見守りネットワークの構築等【新規】
- ◆メール等を活用した犯罪発生情報や不審者出没情報等の迅速な提供【新規】
- ◆障がいのある人や高齢者等に配慮した防災・防犯意識の普及・啓発、指導等【新規】
- ◆自主防犯活動組織の育成、活動支援、関係機関及び関係団体との連携【新規】
- ◆防犯体制の強化

(4) 感染症対策の推進【新規】

- 感染症の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を保持するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう関係機関と連携を図り、感染防止対策の充実に努めます。

《具体的な取組》

- ◆新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等感染症への対応【新規】
- ◆障がい福祉サービス提供事業所における感染予防対策【新規】
- ◆日頃からの感染拡大防止に向けた取組の徹底【新規】



★計画の広報と周知、庁内外の協働・共創による体制構築を図り、計画を推進していきます。